

介護保険を利用している方への居宅療養管理指導について

1. 当院は、群馬県知事指定の介護予防居宅療養管理指導及び居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）実施施設です。

（事業所番号0110389）

2. 居宅療養管理指導等の目的

当院では在宅で療養を行う介護保険利用の患者さんの継続的な管理に伴い、介護保険サービスを利用するうえでの指導の他、介護支援専門員への居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行っています。

3. サービス担当者、実施時間

歯科医師：半澤 正 原則として月曜日～金曜日の13時半以降に訪問しています。

歯科衛生士：堀口 砂織 原則として水曜日の午前中に訪問しています。

4. 実施している介護保険サービスと利用料等（1割の場合）

居宅療養管理指導費（歯科医師が行う場合、月2回を限度）

- （1）同じ月に同じ建物で1人だけの患者さんに対応した場合 517円
- （2）同じ月に同じ建物で2人～9人の患者さんに対応した場合487円
- （3）同じ月に同じ建物で10人以上の患者さんに対応した場合441円

居宅療養管理指導費（歯科衛生士が行う場合、月4回を限度）

- （1）同じ月に同じ建物で1人だけの患者さんに対応した場合 362円
- （2）同じ月に同じ建物で2人～9人の患者さんに対応した場合326円
- （3）同じ月に同じ建物で10人以上の患者さんに対応した場合295円

〈その他の費用〉

① 訪問診療等や、それに伴う治療の費用、及び治療に関する電話相談の費用は、医療保険として取り扱われ、医療保険の一部負担が、別途かかります。

② 訪問診療等に係る交通費として、以下のご負担をいただいています。

協立歯科クリニックから片道	2km未滿	：	220円
協立歯科クリニックから片道	4km以上6km未滿	：	440円
協立歯科クリニックから片道	6km以上	：	660円

5. 秘密保持

- ① 居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。
- ② ただし、ケアプラン作成のために患者さんの情報を居宅介護支援事業者に提供する必要があります。

6. 相談・苦情処理

当院で行っている介護保険サービスについてのご相談又は苦情があれば、いつでも担当者にご相談下さい。

協立歯科クリニック
所長 半澤 正